

令和元年6月2日 資料

復興の現状について(飯館村)

1 復興の現状について

(1) 帰村の状況について

- ・人口、世帯数(R1.5.1現在)
5,596人／2,313世帯
- ・村内居住者数(R1.5.1現在)
1,301人／642世帯

(2) 除染の進捗状況

- ・除染計画に基づく除染等は完了

(3) 生活インフラ整備

- ・水道・電気・電話等の基本的なインフラは復旧済
- ・コンビニエンスストア 2店舗営業

(4) 公共施設

- ・宿泊施設「きこり」...平成29年5月再開
- ・村交流センター ...平成28年8月完成
- ・広域消防飯館分署...平成28年7月完成
- ・県警村駐在所 ...平成30年3月完成
- ・いいたてクリニック...平成28年9月再開

(5) 村営住宅

- ・大谷地団地...16戸建替済
- ・桶地内団地...10戸建替済
- ・深谷団地...15戸整備済
- ・その他既存住宅リフォーム済



復興の現状について(飯舘村)

(6) 学校

- ・認定こども園、小・中学校
...平成30年4月村内で再開
※義務教育学校 令和2年度開校に向け準備中

(7) 事業所・企業

- ・事業所...79事業所が営業中(H31年2月1日現在)。
製造、建築・土木、自動車整備業中心
- ・商店...コンビニエンスストア1店(道の駅以外)

(8) スポーツ施設

- ・陸上競技場、サッカー場
- ・野球場
- ・テニスコート(屋内、屋外) 4面

(9) 復興拠点

- ・「いいたて村の道の駅までい館」...平成29年8月開業
- ・花卉栽培施設...ガラスハウス1棟、耐候性ハウス4棟稼働中
- ・復興公営住宅...15戸 入居中
- ・多目的交流広場...令和2年度完成予定

(10) 特定復興再生拠点

- ・別紙資料のとおり

(11) その他

- ・村営葬儀所...平成29年12月稼働開始
- ・水稻作付面積...12行政区 47ha(平成31年度予定)
- ・ライスセンター(米乾燥調製施設)...令和2年度完成予定



復興の現状について(飯舘村)

2 今後の課題

①移住・定住・交流対策

- ア 村内移住・定住者呼び込みのための各種取り組み
- ・急激な人口減少と村の復興再生の重点事項として、また復興計画の「ネットワーク型の新しいむらづくり」の実現のため、平成30年度より専門部署を設置し、移住・定住・交流を推進
- ※平成30年度実績 移住者 20世帯 27人

②広域連携の視点

ア 二次救急医療体制の構築

- ・診療所(いいたてクリニック)が平成28年9月に再開したが、重篤化、救急等に対応できる医療体制を広域で構築

イ 介護・福祉

- ・特別養護老人ホーム「いいたてホーム」が震災後直後から継続して現在も開所中であるが、介護人員の不足が深刻な問題となっている。また、帰村した村民の在宅介護・福祉のための人員確保が必要

ウ 獣害対策

- ・イノシシによる被害が甚大であり、一自治体で解決できるものではない。被災市町村の広域的な取り組みが必要



復興の現状について(飯舘村)

3 帰村・復興・再生に向けて

ア 学校

- ・平成30年4月から、小・中学校を認定こども園と一緒に村内で再開。認定こども園を含め現在100余名が通っているが、今後の教育環境の充実、児童・生徒の増に向けた取り組みが必要。

イ 産業の復興

- ・農業 … 除染後の農用地等基盤整備と、整備の早期着手着工のための村の体制づくり
風評・鳥獣被害対策も含めた営農再開への支援
- ・林業 … 山林(里山)除染の速やかな着手
- ・商業 … 日常の買い物ができる場の確保(増)と、再開又は新規事業者への支援

ウ 特定復興再生拠点計画の推進

- ・帰還困難区域における特定復興再生拠点整備を推進し
村内全域での早期避難指示解除を目指す



飯舘村 特定復興再生拠点区域復興再生計画(案)の概要

<p>■計画の意義・目標</p> <p>飯舘村長泥地区において、「改正・福島復興再生特別措置法(平成29年5月19日施行)」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「ネットワーク型の新しいむらづくり」の理念のもと、特定復興再生拠点区域(約186ha)を定め、「地域住民が生き生きと暮らし、絆をつなげる拠点」「次世代に長泥の歴史をつなげる拠点」を目指す。</p>	<p>■計画の概要</p> <p>計画の期間 平成35年5月まで</p> <p>解除目標 平成35年春頃 (整備ができた箇所から先行解除)</p> <p>居住人口目標 約180人</p>
--	--

■事業内容

- 居住促進ゾーン
 - 村営住宅・短期滞在・交流施設を整備し、住民の帰還・居住に向けた活動拠点をとする。
 - 多目的広場を整備し、地区住民間及び世代間の交流の場とする。
- 文化・交流拠点
 - 白鳥神社周辺や榎並木など、区域内の文化資産を整備・再生し、地域の歴史・文化の保存と、地域コミュニティの維持・継承に繋げる。
- 農の再生ゾーン
 - 農用地等の利用環境を整備し、「農」による生きがいの再生、なりわいの再生を推進する。
 - 安全性を実証し、再生資材及び農土を活用した農用地等の造成を行う。
 - 村振興公社が農用地等を活用して、新たな作物への転換や大規模化を図る。

【短期滞在・交流施設イメージ】

<特定復興再生拠点区域に含まれる範囲>
 飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)、飯舘399号(飯舘復興再生拠点区域)

